

特定避難勧奨地点を解除するための除染試験

特定避難勧奨地点

- ・伊達市の特定避難勧奨地点は、霊山町小国地区86世帯(全体426世帯)、月館町1地区6世帯(全体10世帯)
- ・今回の試験は、下小国地区の3軒を対象に実施

目標

- ・年間の被ばく線量が20mSvを十分に下まわり、子供の被ばく線量が5mSv程度であること。
→ (空間線量率: 約1~1.5 μ Sv/h)

放射性物質の除去(除染)

- ・放射能汚染は、Cs-137(半減期30年)、Cs-134(半減期2年)によるものであり、自然の減少はほとんど期待できないので、セシウムを物理的に除去。

除染の方法

- ・屋根は高圧水による洗浄し、雨樋は樋の中の土、枯葉を洗浄除去。
- ・畑や庭などの土壌は、表面から1~2cmを除去。
- ・畑、道路脇などの草地については長く伸びた草を刈払いしたあと、地面から1cm深さ程度を目処に根を切り取るように剥取り。
- ・住居周囲のコンクリート、アスファルト、レンガ等については、ブラスト法や電気カンナ等を利用して表面を薄く剥離(約1ミリ厚)
- ・排水溝等については、土壌、コケを除去し、高圧水洗浄。道路については、縁石や端の草や土を除去し、洗浄。
- ・常緑樹はできるだけ深く剪定、枯葉は腐葉土まで除去。
- ・周囲50mぐらいまの範囲を除染することが望ましい。

実施体制

- ・伊達市除染プロジェクトチーム、民間専門会社、(独)原子力機構、地元建設業者、住民、ボランティア

除去廃棄物(放射性廃棄物)

- ・除染により排出される様々な種類廃棄物は、一般廃棄物として処理できないセシウム濃度であり、当面は町内の空き地等に仮置。
- ・市有地や国有地に管理型の大規模最終処分場を設置し、処分。

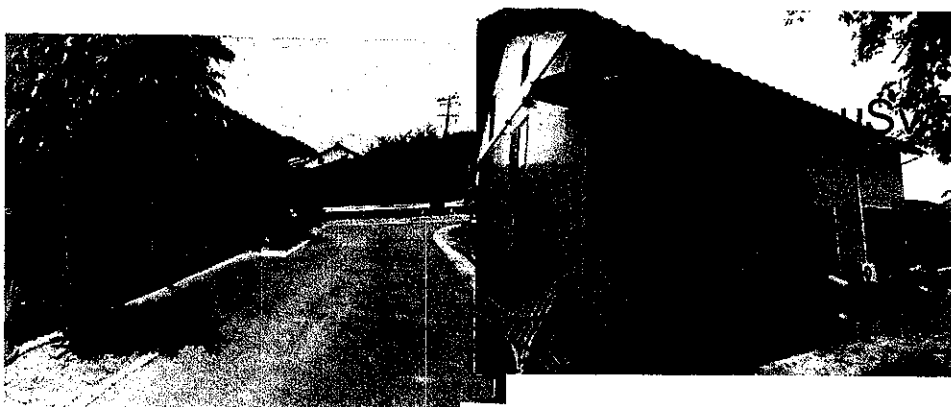
下小国の除染試験の状況



玄関前1～2 μ Sv/h

庭(アスファルト)2～3 μ Sv/h、雨水の流れている庭部分は
30 μ Sv/h

除染作業後 玄関前0.8 μ Sv/h



玄関前:～2 μ Sv/h

庭(アスファルト)2～3 μ Sv/h、
雨水の流れている部分、側溝:10～40 μ Sv/h
垣根(つげ):3.5 μ Sv/h

除染作業後 玄関前1.0 μ Sv/h 母屋裏2.0 μ Sv/h



玄関前:3.7 μ Sv/h

雨水の出口:7～8 μ Sv/h

家屋の裏:3 μ Sv/h

垣根(伽羅):3.5 μ Sv/h

除染作業後 玄関前0.8～1.2 μ Sv/h

母屋裏1.5 μ Sv/h

国(政治)にお願いしたいこと

① 国の責任で放射能除染に早急に着手すること

- ・ 国が責任をもち、除染の実施は各自治体に委ねること。
- ・ 除染活動を効果的に進めるためには地元住民の協力が不可欠であり、また、当面の労働(雇用)の機会とすること。
- ・ 避難住民の復帰は2年程度を目処に取り組むこと(復帰への希望がもてること)。

② 放射能除染に伴う廃棄物の最終処分方法を早急に提示すること

- ・ 放射能汚染を除去するためには最終処分場が不可欠であることを住民に理解してもらうことが必要。(自治体の責任)
- ・ 広域除染、数千万トンに及ぶ廃棄物の処分場は、各自治体、または県が責任をもって用意し、必要な安全と費用は国が責任をもつことが不可欠。
- ・ 緊急事態であることを認識した現実的な規制を早急に制定すること。

③ 住民に対する健康管理

- ・ 小児・子供、女性(妊娠可能)に対するセシウムの健康影響について、住民が納得できる説明が必要(現状は不安と疑心暗鬼で混乱状態)
- ・ 個々の住民の被ばく量の推定と長期的な健康管理体制を構築すること。